

「ぷらら v6 エクスプレス対応 Wi-Fi ルーター無料レンタル」利用規約

株式会社 NTT ぷらら

第1条 総則

1. この規約（以下「本利用規約」といいます）は、株式会社NTTぷらら（以下「当社」といいます）が提供する「ぷらら v6 エクスプレス対応 Wi-Fi ルーター無料レンタル」（以下「本サービス」といいます）について、当社が提供する個人向けインターネットサービス「ぷらら」会員（以下「会員」といいます）が、本サービスを利用する際に適用される利用条件を規定するものです。
2. 本サービスは会員へ提供する IPoE 方式を用いた IPv6 インターネット接続（IPv4 over IPv6 含む）機能を有する Wi-Fi ルーター（以下「Wi-Fi ルーター」という）のレンタルに関するオプションサービスです。ただし、IPoE 方式接続の提供を約束するものではありません。

第2条 本サービスの対象コース

1. 会員は、本サービスの契約にあたり、以下のいずれかのコース（以下「対象コース」）にお申し込みいただいている必要があります。
 - (1) 2018年8月1日以降に、ぷらら光、ドコモ光向けインターネット接続サービスまたはぷらら特別物件光タイプ（全戸）をお申し込み
 - (2) 2019年2月1日以降に、ぷらら光メイト with フレッツ、ぷらら光セットまたはぷらら光パック with フレッツをお申し込み

第3条 本利用規約と他規約との関係

1. 本利用規約は、「ぷらら会員規約」および第2条に該当するいずれかの会員規約（以下、「会員規約」という）の一部を構成するものとし、本利用規約に規定されていない事項については、会員規約を適用します。また、本利用規約と会員規約の規定が抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本利用規約が優先するものとします。
2. 会員は、本サービスを利用するにあたり、会員規約、本利用規約に同意するものとします。

第4条 申込の承諾

1. 会員は、第2条に記載した契約、1契約につき、それぞれ1つ申し込むことができるものとします。
2. 本サービスの申し込みをする際は、当社所定の申し込み手続きを行い、本規約に同意したうえで当社へ申し込みをし、Wi-Fi ルーターが第6条2項に定める到着した日を本

サービスの契約成立日とします。(以下、「契約成立日」という)

3. 当社は、次の場合には本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスの申し込みにおいて虚偽の事実を記載した場合
 - (2) 会員が料金等の債務不履行があった場合、または支払を怠る恐れがあると当社が判断した場合。
 - (3) 過去に不正使用などにより、本利用規約もしくは会員規約に基づく契約等の解除、または本サービス等の利用を停止された場合。
 - (4) 本サービスの提供が技術的に困難と思われる場合。
 - (5) 日本国外からの申し込みであるとき。
 - (6) Wi-Fi ルーターの配送先が日本国外であるとき。
 - (7) 申込者が、第2条1項に定める各契約者と同一の者とならない時。
 - (8) 申込者が未成年者であり、本サービスの申し込みにあたり、親権者または法定代理人の承諾を得ていない場合。
 - (9) その他、申込者が本サービスを利用することについて不相当である場合。

第5条 本サービスの解約および Wi-Fi ルーターの返却について

1. 会員が本サービスの解約を希望する場合、当社が別途定める手順に従い本サービスの解約を申し込むものとします。また、第2条1項に定める対象コースの解約または対象コース以外へのコースに変更する場合、本サービスは解約となります。
2. 本サービスの解約は、会員が解約の申し込みを行った日が属する月の末日をもって成立するものとします。
3. サービス開始月に解約申告した場合、解約は翌月となります。
4. 当社は、会員が第4条3項に定める事実が明らかになった場合、本サービスを解約する場合があります。その他当社が、本サービスの解約について適当であると判断した場合も同様とします。
5. 本条第1項および第4項に基づき本サービスが解約となる場合、会員は Wi-Fi ルーターを当社へ返却するものとします。
6. 前項に基づき会員は、Wi-Fi ルーターを当社へ返却する場合、当社が指定する場所へ返却となります。また、返送費用は会員の負担となります。
7. 第2項に定める本サービス解約日より一定期間経過しても、Wi-Fi ルーターを返却いただけなかった場合は、会員に機器未返却違約金として機器代金相当を請求する場合があります。
8. 会員は本サービスにて利用した Wi-Fi ルーターを自己の費用により現状に復したうえで返却するものとします。
9. 会員は本サービスの契約成立日を含む月から 24 ヶ月経過した場合、Wi-Fi ルーターの返却は不要とします。

第6条 (Wi-Fi ルーターの配送)

1. 会員への Wi-Fi ルーターの配送は、本サービスのお申し込み後に、当社が指定する業者（以下「配送業者」といいます。）が、その会員が Wi-Fi ルーターの配送先に指定した住所宛に配送します。
2. 配送業者が会員による Wi-Fi ルーターの受け取りを確認したことをもって、その会員への Wi-Fi ルーターの到着が完了したものとして扱います。
3. 会員は、Wi-Fi ルーターの配送に必要な事項を当社が配送に関する業務を委託する第三者に提供および開示すること、ならびにかかる第三者がその委託先に提供および開示することを承諾します。

第7条 (Wi-Fi ルーターの機種と管理)

1. 会員は善良な管理者の注意をもって、Wi-Fi ルーターを使用、保管するものとします。
2. Wi-Fi ルーターの種類は当社が指定するものとし、レンタルされる Wi-Fi ルーターの種類は指定できないことを予め承諾するものとします。
3. 当社は、会員に対して Wi-Fi ルーターの到着時において製品仕様に基づいて正常に動作することのみを保証します。
4. 会員は Wi-Fi ルーターの到着日より 14 日以内に前項に定める保証に反することについての通知が当社になされない場合、Wi-Fi ルーターが正常の動作することを確認したものとみなします。

第8条 (Wi-Fi ルーターの修理または交換等)

1. 会員は利用中の Wi-Fi ルーターに故障が発生し、または毀損、滅失、紛失等が発生した場合、直ちに当社に通知するものとします。
2. 会員が Wi-Fi ルーターの故障による修理または交換を希望する場合、当社は代替品の Wi-Fi ルーター（以下、「代替品」という。）を会員宛に送付いたします。前項に定める代替品が会員に到着せず、当社または当社が発送を委託した業者に返却されて一定期間が経過した場合、本サービスを解約する場合があります。
3. Wi-Fi ルーターの修理または交換は、以下のいずれかに該当する場合等、会員の責めに帰すべき事由に基づく場合には有償となり、会員に有償交換手数料として機器代金相当を請求する場合があります。
 - (1) 使用上の誤りによる故障および損傷。
 - (2) Wi-Fi ルーター到着後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
 - (3) 火災、地震、風水害、落雷その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。

- (4) 不当な修理や改造による故障および損傷。
 - (5) Wi-Fi ルーターのメーカーの使用説明書で禁止する使用条件等、会員の責に帰すべき事由による故障および損傷。
4. 会員の責めに帰すべき事由など前項各号に定める事由により Wi-Fi ルーターを毀損、滅失または紛失した場合、会員に機器未返却違約金として機器代金相当を請求する場合があります。

第9条（料金等の支払い）

1. 本サービスの利用料金は無料となります。

第10条（会員情報等の取り扱い）

1. 会員は、会員が本サービス契約の申し込みに際して当社にお申込みした事項（以下「本サービス会員情報」といいます。）を、会員規約に定める個人情報の保護に関する規定および本利用規約に定めるほか、次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

- (1) 本サービスを提供すること。
- (2) 第1号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、業務委託先に対して本サービス会員情報の取り扱いについて委託すること。

第11条（輸出の禁止）

1. 会員は、Wi-Fi ルーターを日本国内のみで使用するものとし、Wi-Fi ルーターを日本国外に輸出することはできません。

第12条（規約の変更）

1. 当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本サービス会員に通知することにより、この規約の全部または一部を変更することができます。

附則

本規約は2018年8月1日より実施するものとします。

本規約は2018年12月13日より改訂実施するものとします。

本規約は2019年2月12日より改訂実施するものとします。